# 初期臨床研修医 研修規程

# 第1条 目的

この規程は、基幹型臨床研修病院である社会医療法人近森会近森病院(以下「当院」)において、臨床研修を実施するにあたり、当院の理念・基本方針をもとに、下記の初期 臨床研修の理念・基本方針を実践するために必要な事項を定めたものである。

# 第2条 臨床研修病院としての理念・基本方針

1. 理念

近森会グループおよび、近森病院の理念に基づき、地域医療に貢献できるすぐれた 臨床医を育成することを目指す。

- 2. 基本方針
- 1) 医師としての人格を涵養し、病気だけでなく全人的に「人間」を理解できる能力を習得する。
- 2) 救急疾患や一般的疾患を多く経験することにより、プライマリケアの基本的診療能力を習得する。
- 3) generalist としてバランス感覚のとれた医師としての姿勢を築くと共に、specialist としての専門性も確立する。
- 4) 多職種と連携し、チーム医療を実践する。
- 5) 医師として必要なコミュニケーションおよびプレゼンテーション能力を習得する。

# 第3条 研修期間

研修医の研修期間は、原則として2年間とする。

# 第4条 研修医参加必須勉強会及び委員会

研修医は下記の勉強会及び委員会に参加をすること。また、指導医は研修医が参加 できるように配慮しなければならない。

第1(火)14:00~

1) CPC 第 4(木)17:15~

2) サタデーレクチャー 年4回9:00~

3) 研修医ミーティング 第4(金)17:30~/3ヶ月に1回

4) レジデントミーティング 第 4(金)17:30~

5) Road to Super Resident 週1回

6) メディカルスタッフレクチャー 第4(水)18:00~

7) 初期臨床研修管理委員会 毎年4月・9月・3月(予定)

8) セーフティ委員会第 3(木) 16:00~9) 感染対策委員会第 3(水) 15:00~

11) 倫理委員会 第 4(水) 17:00~

12) 合同運営会議 第 4(水) 17:30~

13) 図書委員会 不定期

10) 診療録等管理委員会

#### 第5条 指導医・上級医・指導者の資格規程

#### 1. 指導医

- 1) 指導医は、臨床経験年数 7 年以上且つ厚生労働省が示す「医師の臨床研修に係る指導 医講習会の開催指針について(2004年16年3月18日医政発第0318008号厚生労働省医 政局長通知)」による指導医講習会を受講し、院長より指導医に任命された者とする。
- 2) 指導医は、研修医による診断・治療行為とその結果について直接の責任を負う。 また、研修医の記載内容を毎日確認し、必要に応じて指導を行い、その旨を診療記録に毎日記録する。
- 3) 指導医は、研修医の身体的、精神的変化を観察し問題の早期発見に努め、初期臨床研修管理委員会へ報告し、必要な対策を講じる。
- 4) 研修医の評価を行う。

#### 2. 上級医

- 1) 上級医は、研修医を指導する指導医を補佐する。
- 2) 上級医は、臨床経験 2 年以上の医師で、指導医の管理の下、臨床の現場で研修医の指導にあたる。
- 3) 上級医は、指導内容を診療記録に記載し、研修医の診断・治療・記録など全般を監査する。

### 3. 指導者

- 1) 指導者は、医師以外の各職種(看護部、薬剤部、臨床栄養部、臨床工学部、臨床検査 部、画像診断部、リハビリテーション部、医療福祉部)の所属長または所属長が指名 した者とする。
- 2) 指導者は、医療従事者の先輩として医療現場の実務、チーム医療などについての助 言と指導を行うとともに、各職種と研修医のチームワークが円滑に行われるよう配 慮する。
- 3) 指導者は、研修医に関する重大な情報(研修医の身体的・精神的変化、安心・安全な医療が提供できない、法廷・規則が尊寿できないなど)に気付いた場合は、プログラム責任者に報告する。
- 4) 指導者は、指導医(診療科)と研修医の評価を行う。

# 第6条 研修医の診療における役割、指導医との連携、診療上の責任

1) 研修医の役割

研修医は指導医・上級医と共に入院、外来患者を受け持つ。 研修医は単独では患者を受け持たない。

2) 指導医との連携

診療行為の指示や実施をする場合は、事前に指導医によく相談し指導を受ける。 または実施後に、指示や実施した診療行為について指導医の承認を受ける。 指導医はそれを確認し、診療録に記録を残す。

3) 診療上の責任

研修医が患者を担当する場合の診療上の責任は、各診療科の指導医にある。

#### 第7条 指導体制

- 1) 研修医は、単独で患者を受け持つことはできない。指導医・上級医の監督の下で 診療にあたる。
- 2) 研修医に対して、専攻医またはそれに近い若い医師をつけ、さらに指導医養成講座を 修了した医師がそれを指導する屋根瓦制をとる。
- 3) 指導者は、医療従事者の先輩として医療現場の実務、チーム医療などについての助言と指導を行うとともに、各職種と研修医のチームワークが円滑に行われるよう配慮する。
- 4) 指導者は、研修医に関する重大な情報(研修医の身体的・精神的変化、安心・安全な医療が提供できない、法廷・規則が尊寿できないなど)に気付いた場合は、プログラム責任者に報告する。

# 第8条 健康管理

- 1) 研修医は病院の規程に従い、年2回の定期健診を受診し、継続的な健康管理を行う。
- 2) 定期健診を受診できない研修医がいた場合には、再受診の日程調整を行う。
- 3) 必要な予防接種を受けること。

#### 第9条 処遇規程

1) 身分: 常勤正職員(副業、アルバイトは禁止)

臨床研修部に所属し、部長は初期臨床研修管理委員長が兼任し、副部長はプログラム責任者が兼任する。(組織図参照)

研修と判断される4条件(命令の有無、諾否の自由、拘束性、報酬の労働 対象性)に従って研修を行うものとする。

- 2) 給与:1年次400,000円/月、2年次450,000円/月
- 3) 日当直手当:1年次10,000円/回、2年次15,000円/回
- 4) 勤務時間:8:30~17:30(週5日)
- 5) 休暇:週休2日、祝日、年末年始(年間休日の上限は120日)、有給休暇
- 6) 福利厚生
  - ① 住宅手当: 当院規程により上限60,000円
  - ② 健康管理制度:年2回定期健診、継続的健康管理
  - ③ 社会保険等:健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償 保険
  - ④ 保育施設:あり(24時間)
  - ⑤ 食堂:医師専用食堂及び職員食堂あり
  - ⑥ 健保組合事業:福利厚生倶楽部の利用可能
- 7) 研修医専用室:あり(個人机、ロッカー、個人棚あり)
- 8) 外部研修:学会、研究会等への参加:可、交通・宿泊費用支給:あり
- 9) ユニフォーム:入職時に3着支給

#### 第10条 日当直

- 1) 外科・内科の当直責任者の下、研修医はどちらでも診られる体制で対応する。
- 2) 休日・夜間の当直を1年次の研修医が行う場合は、原則として指導医又は上級医と 共に、2人以上で行う。
- 3) 協力型医療機関での研修中は、協力型医療機関の指導医の指示に従う。

#### 第11条 指導医・上級医不在時の対応

指導医・上級医の不在時は、不在となる期間や代理となる指導医・上級医等を、研修 医および病棟看護師など関連する職員に対して周知しておく。

# 第12条 研修医の評価

- 1) 評価者と評価方法
  - ①研修医の自己評価・記録

各診療科の研修修了後に、評価票または EPOC2 に自己評価を入力する。 また、「臨床研修の到達目標」における、基本的臨床検査、基本的手技、基本的 治療法、医療記録、診療計画、経験が求められる疾患・病態、特定医療現場の 経験、頻度の高い症状、緊急を要する症状・病態等について各自の研修医手帳

②各診療科の指導医からの評価

に記録し、その記録を用いて経験数を把握する。

各診療科の研修修了時に評価票またはEPOC2 を用いて「臨床研修の到達目標」の 達成度を評価する。院外での研修を行う場合は、研修修了時に指導医引継ぎ書ま たはEPOC2 を用いて評価を行う。

③指導者からの評価

各診療科および各部門の研修修了時に「研修医評価票」を用いて、医師としての 適性、コミュニケーション能力、チーム医療への貢献などの評価を行う。院外で の研修を行う場合は、研修修了時に評価票またはEPOC2を用いて評価を行う。

④同期研修医からの評価

年度末に「同僚評価票」を用いて、長所は長所としてのばしていくために評価を行う。評価票は初期臨床研修管理委員会事務局が回収し、プログラム責任者および初期臨床研修管理委員長へ報告のうえ、本人へフィードバックする。

- ⑤プログラム責任者・初期臨床研修管理委員長(臨床研修部長)からの評価 年2回に研修医と面談を行う際に「近森病院研修医評価票」を用いて評価を行う。
- ⑥患者からの評価

入院患者を受け持つ診療科(内科・外科・形成外科・整形外科・脳神経外科・泌尿器科)を研修中、「初期研修医アンケート」を用いて、患者との接し方、コミュニケーション能力等の評価を行う。原則月1人以上の患者を指導医が選定し、研修医が直接アンケートを配布する。

⑦救急隊員からの評価 救急車同乗研修を行った際に、「初期研修医アンケート」を用いて、態 度等の評価を行う。

# 2) 評価の仕組み

初期臨床研修管理委員会事務局は、各科の研修修了時に各評価票を回収し、プログラム責任者および初期臨床研修管理委員長へ報告する。プログラム責任者および初期臨床研修管理委員長は、必要に応じて、随時評価結果のフィードバックを行う。 年2回、研修医との個別面談を行い、評価を伝え指導を行う。

また、研修医の自己評価・記録については研修医ミーティングにて「臨床研修の到達目標」の達成状況を確認し、不足している症例の経験を積めるようにスケジュールの調整等を行う。

3) 1)、2)に定めるもの以外は各科研修プログラムに記載する。

# 第13条 指導医の評価

- 1) 評価者と評価の方法
  - ①研修医は評価票またはEPOC2を用いて、各研修科を修了毎に指導科の評価を行う。
  - ②指導医は指導医自己評価票を用いて自己評価を行う。
  - ③指導者は指導医評価票を用いて、指導医の評価を行う。
- 2) 評価の仕組み

初期臨床研修管理委員会事務局は、各評価を回収し、プログラム責任者および初期 臨床研修管理委員長へ報告する。プログラム責任者および初期臨床研修管理委員長 は評価結果を初期臨床研修管理委員会にて報告する。なお、必要に応じて随時、対 象の指導医へフィードバックを行う。

3) 1)、2)に定めるもの以外は各科研修プログラムに記載する。

# 第14条 指導者の評価

1) 評価者と評価の方法

研修医および指導医は各診療科を研修修了毎に、「指導者評価票」を用いて指導者の 評価を行う。

2) 評価の仕組み

初期臨床研修管理委員会事務局は、各評価を回収し、プログラム責任者および初期 臨床研修管理委員長へ報告する。プログラム責任者および初期臨床研修管理委員長 は評価結果を初期臨床研修管理委員会にて報告する。なお、指導が必要な場合には 随時、対象の指導者へフィードバックを行う。

3) 1)、2)に定めるもの以外は各科研修プログラムに記載する。

2012年11月初版 2014年4月改定 2017年4月改定 2019年4月改定 2020年4月改定 2021年4月改定